

担保には、「人的担保」と「物的担保」がある。人的担保の代表例は保証であり、「債権総論」で扱う。ここでは、「物的担保」を扱うこととする。

まず、比較的分かりやすく重要性がある留置権、よく登場する抵当権を扱い、その後に、質権、譲渡担保等の非典型担保を順次見ていき、最後に各担保権を総まとめとして見ることにする。

第1章 留置権

1 留置権とは何か

事例25

Xは、外国製の時価100万円の甲腕時計を所有していたが、甲腕時計が故障し、時計店を営むYのところに持って行って修理を依頼した。Yは、修理が終わったので、Xに対し、修理代金1万円の支払と引換えに甲腕時計を引き渡す旨述べた。Xは、100万円もする甲腕時計を修理代金1万円と引換えというのはおかしいのではないかと考えたが、Xの考えはどうか。



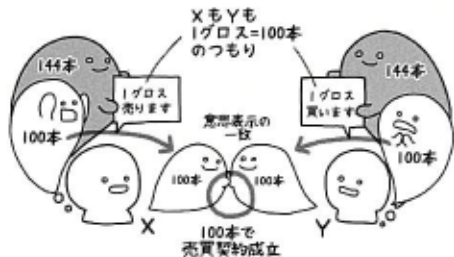
イラスト担当 はしがき

内容見本 (A5判縮小)

民法総則の基礎がため

意を伝えるのに適した表示を用いるべきであって、それをしなかったときは、表示の意味に対する相手方の信頼を保護すべきであるからである。

事例2において、①の場合では、双方が、1 gross が100本であると誤解しているから、100本とすることで意思表示の一致があり、100本で売買契約が成立している。



②の場合では、一般に使われている144本の意味に正当性があり、144本で契約が成立しているといえる。あとは、Xの錯誤の問題(31頁参照)となる。



本書の特徴

本書の構成は、民法総則の条文順にはなっておらず、重要と考えられるものから記載し、他方、理解を容易にするための説明を随所に加えたほか、イラストを多用した。

本書では足りない、もっと深く民法総則を学びたいという方には、法律学者の書かれた書物を読んでいただきたい。あくまで、本書は、法律を学ぶために大学に入ったが、多忙等のため短時間で「民法総則」を学びたいという方や民法の第1歩目を確実に踏み出したいという方に向けてのものである。

＜本書の特徴＞

- 重要順
- 短時間で学ぶ
- 基本的事項に絞る
- 条文順
- 深く学ぶ
- 批判的に検討する

民法で、もうつまずかない!

裁判官による解説

著 大島 眞一 (大阪高裁部総括判事)

弁護士有資格者によるイラスト

イラスト かほ comic (弁護士有資格者)

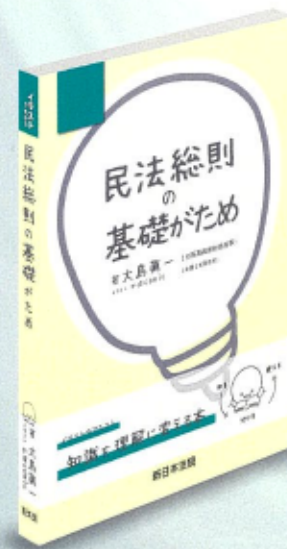
物権・担保物権の基礎がため



詳細はコチラ!

A5判・総頁186頁
定価2,420円(本体2,200円)送料410円
ISBN978-4-7882-9194-2
〈電子版〉定価2,200円(本体2,000円)

民法総則の基礎がため



詳細はコチラ!

A5判・総頁162頁
定価1,870円(本体1,700円)送料410円
ISBN978-4-7882-9052-5
〈電子版〉定価1,760円(本体1,600円)

- ◆民法の基本的かつ重要な項目を、民法をはじめて学ぶ方にもわかりやすく解説しており、各種資格試験対策にも最適です。
- ◆難しい法律用語や理解しづらい項目には、注記、イラスト、事例を交えてイメージしやすいよう構成しています。
- ◆現役裁判官が豊富な実務経験を踏まえて執筆しています。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

掲載内容

第1部 物権

第1章 物権とは

- 1 物権とは何か
 - (1) 物権と債権
 - (2) 物権法定主義
- 2 物権の分類
 - (1) 物権の種類
 - (2) 不動産と動産
 - (3) 主物と従物
- 3 物権の効力
 - (1) 物権的請求権
 - (2) 物権的請求権の内容

第2章 物権変動総論

- 1 原始取得と承継取得
- 2 物権変動の時期
- 3 公示の原則と公信の原則
- 4 不動産登記の効力
 - (1) 対抗力と権利推定力
 - (2) 不動産登記の有効要件

第3章 不動産の物権変動

- 1 取消しと登記
 - (1) 取消し前の第三者
 - (2) 取消し後の第三者
 - 2 法定解除と登記
 - (1) 解除前の第三者
 - (2) 解除後の第三者
 - 3 相続と登記
 - 4 遺産分割と登記
 - (1) 遺産分割協議前の第三者
 - (2) 遺産分割協議後の第三者
 - 5 相続放棄と登記
 - 6 取得時効と登記
 - (1) 時効完成前に第三者が現れた場合
 - (2) 時効完成後に第三者が現れた場合
 - (3) 時効完成後の第三者が登記をした後に、新たに占有者が時効を完成させた場合
 - (4) 時効の起算日
- コラム 債務主義さえあれば

第4章 民法177条が適用される物権変動

- 1 民法177条の第三者の範囲
 - (1) 客観的要件
 - (2) 主観的要件
- 2 背信的悪意者からの転得者

第5章 動産の物権変動

- 1 民法178条の要件
 - (1) 動産
 - (2) 引渡し
- 2 動産の即時取得 (民法192条)

3 即時取得の効果

第6章 占有権

- 1 占有権の意義
- 2 占有権の成立要件
 - (1) 物の所持
 - (2) 代理占有
- 3 占有権の効力
- 4 占有の訴え

第7章 所有権

- 1 所有権とは
- 2 相隣関係
- 3 不動産の付合
- 4 共有
- 5 建物の区分所有

第8章 用益物権

- 1 地役権とは
- 2 地役権の時効取得

第2部 担保物権法

第1章 留置権

- 1 留置権とは何か
- 2 留置権の効力
- 3 留置権の成立

第2章 抵当権

- 1 抵当権の成立と効力
 - (1) 抵当権とは
 - (2) 抵当権の成立
 - (3) 抵当権の特徴
 - (4) 抵当権の被担保債権の範囲
 - (5) 対抗要件
 - (6) 無効登記の流用
 - (7) 物上代位
- 2 抵当権の効力の及ぶ範囲
 - (1) 付加一体物
 - (2) 従物
 - (3) 抵当不動産と賃借人の関係
 - (4) 法定地上権
- (1) ①の抵当権設定時に、土地の上に建物が存在したこと
- (2) ②抵当権設定時に、土地と建物が同一所有者に帰属していたこと
- (3) ③土地又は建物に抵当権が設定されたこと
- (4) ④抵当権実行により、土地と建物が異なる所有者に帰属するに至ったこと
- (5) 法定地上権の内容
- (6) 一括競売権
- 5 抵当権の侵害
- 6 抵当権の処分
- 7 共同抵当
- (1) 共同抵当とは

物権・担保物権の基礎がため

- (2) 複数の債務者所有不動産
- (3) 債務者所有不動産と物上保証人所有不動産
- (4) 複数の物上保証人所有不動産
- 8 抵当権の消滅
 - (1) 債務者による弁済
 - (2) 被担保債権・抵当権の時効消滅
 - (3) 目的物の取得時効
 - (4) 代価弁済
 - (5) 抵当権消滅請求
- 9 根抵当権
 - (1) 根抵当権とは
 - (2) 元本の確定

第3章 質権

- 1 質権とは
 - 2 質権の成立
 - 3 質権の対抗要件
 - 4 質権の効力
 - 5 転質
- コラム セコく賢沢な友達

第4章 非典型担保

- 1 譲渡担保
 - (1) 譲渡担保とは
 - (2) 法律構成
 - (3) 対抗要件
 - (4) 譲渡担保権の実行
 - (5) 譲渡担保権の受戻(うけもど)し
 - (6) 優先弁済権の範囲
 - (7) 第三者との関係
 - (8) 集合物動産譲渡担保
 - (9) 集合債権譲渡担保
- 2 仮登記担保
 - (1) 仮登記担保とは
 - (2) 仮登記と抵当権の関係
- 3 所有権留保
 - (1) 所有権留保とは
 - (2) 留保所有権者の地位
 - (3) 第三者に対する効力
- 4 代理受領・振込指定

第5章 まとめ

- 1 担保物権の目的
- 2 担保物権の種類
- 3 担保物権の性質
- 4 担保物権の効力
 - (1) 優先弁済の効力
 - (2) 留置的効力

付録 定期試験について

コラム この本を手にとったあなたへ

索引

事項索引
判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

掲載内容

民法総則の基礎がため

第1章 民法とは

- 1 民法の位置付け
- 2 条文の読み方
- 3 民法の分類
 - (1) 物権と債権
 - (2) 民法の基本原則

第2章 意思表示

- 1 意思表示とは
 - 2 法律行為の解釈
 - 3 心裡留保 (民法 93 条)
 - (1) 心裡留保とは
 - (2) 第三者
 - 4 虚偽表示 (民法 94 条)
 - (1) 虚偽表示とは
 - (2) 善意の第三者
 - (3) 更なる転得者
 - (4) 民法 94 条 2 項の類推適用
 - (5) まとめ
 - 5 錯誤 (民法 95 条)
 - (1) 意思の不存在の錯誤 (表示の錯誤)
 - (2) 基礎事情の錯誤 (動機の錯誤)
 - (3) 第三者
 - 6 詐欺 (民法 96 条)
 - (1) 詐欺とは
 - (2) 第三者による詐欺
 - (3) 善意の第三者
 - (4) 錯誤と詐欺
 - 7 強迫 (民法 96 条)
 - 8 詐欺・強迫と第三者
 - 9 消費者契約法とは
- コラム 寝ブッチ、クラ語、オリター、ゼミテン…

第3章 代理

- 1 基本的構造
 - 2 顕名がない場合
 - 3 代理権の濫用 (民法 107 条)
 - 4 利益相反 (民法 108 条)
 - (1) 民法 108 条 1 項
 - (2) 民法 108 条 2 項
 - 5 表見代理
 - (1) 代理権授与表示による表見代理 (民法 109 条 1 項)
 - (2) 権限外の行為の表見代理 (民法 110 条)
 - (3) 代理権消滅後の表見代理 (民法 112 条 1 項)
 - (4) 民法 109 条 2 項
 - (5) 民法 112 条 2 項
 - 6 無権代理
 - (1) 無権代理の基本構造
 - (2) 無権代理人の責任
 - (3) 無権代理と表見代理の関係
 - (4) 無権代理と相続
 - (5) 無権代理人が本人を相続した場合
 - (6) 本人が無権代理人を相続した場合
 - (7) 第三者相続
- コラム 自分ができごと

第4章 時効

- 1 時効とは
 - (1) 時効とは何か
 - (2) 時効の根拠
- 2 取得時効
 - (1) 取得時効とは
 - (2) 取得時効の要件
 - (3) 時効の起算点
 - (4) 占有の承継
- 3 消滅時効
 - (1) 消滅時効とは
 - (2) 債権の消滅時効
 - (3) 時効障害
 - (4) 時効の援用
 - (5) 時効利益の放棄
 - (6) 時効援用権の喪失

第5章 権利能力・意思能力・行為能力

- 1 権利能力
 - (1) 始期
 - (2) 終期
- 2 意思能力
- 3 行為能力

第6章 公序良俗・強行規定

- 1 公序良俗
- 2 任意規定と強行規定
- 3 取締規定と効力規定

第7章 無効・取消し

- 1 無効
- 2 取消し
- 3 有効に確定させる事由
 - (1) 追認
 - (2) 法定追認
- 4 取消権の期間の制限

第8章 条件・期限

- 1 条件
- 2 期限
- 3 条件と不確定期限の区別
- 4 期限の利益

第9章 民法1条に定める原則

- 1 信義誠実の原則
 - 2 権利の濫用
 - 3 信義則と権利の濫用の関係
- コラム 蜘蛛の巣

付録 定期試験について

- 1 事例問題
 - 2 説明問題
- コラム 私たちが法学部で『学ぶ』ことについて

索引

事項索引
判例年次索引

新日本法規出版株式会社

本社 東京都新宿区西新宿2丁目6番地
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西新宿2丁目6番地
本館 東京都中央区本町2丁目23番20号
名古屋 名古屋市中区栄1丁目23番20号
福岡 福岡市中央区天神1丁目10番10号

(2023.4)5100266Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。